

京都市訓令甲第 10 号  
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年10月12日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 地域企業イノベーション推進室長の項の次に次の1項を加える。

クリエイティブ産業振興室長	(1) 京都市伝統産業従事者支援事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
---------------	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)